

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、都市局」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。